

国立大学法人鹿屋体育大学における次世代育成支援対策行動計画(第3回)

平成28年3月31日

働きやすい就労環境を創出することにより、全教職員がその能力を十分に発揮できるとともに、仕事と子育ての両立を可能とするため、以下の行動計画を策定する。

1 計画期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間

2 内 容

目標1	<p>計画期間内に、育児休業、育児部分休業(男性教職員については子の看護休暇を含む。)の取得状況を次の水準以上にする。</p> <p>男性教職員・・・ 2名以上とする。</p> <p>女性教職員・・・ 取得率を90%以上とする。</p>
-----	--

<対策> 平成28年4月～ 学内イントラネット等を活用して男性職員も育児休業を取得できることを周知するとともに、育児休業のみならず育児短時間勤務の取得についても啓発する。

目標2	<p>育児休業等の取得について、本人が申し出をしやすく、また周囲も勧めやすい環境の維持に努める。</p>
-----	--

<対策> 平成28年4月～ 育児休業に伴う代替職員等の措置を行う。
 ◇事務系・・・代替職員
 ◇教員・・・非常勤講師

目標3	<p>育児休業取得者が円滑に職場復帰できるように、育児休業期間中も学内の各種情報の提供を行う。</p>
-----	---

<対策> 平成28年4月～ 育児休業者が自宅においても学内イントラネットを閲覧できるように、ネットワーク環境の整備を継続する。

目標4	<p>年次有給休暇の取得促進のための措置を講じる。</p>
-----	-------------------------------

<対策> 平成28年4月～ 計画的な年次有給休暇の取得のために、休暇取得予定表を各課で作成することにより、休暇の取得促進を図る。
 取得率・・・付与日数の30%以上

目標5	<p>心身ともに健全な就労環境を創出するため、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進として、所定外労働の縮減措置を講じる。</p>
-----	---

<対策> 平成28年4月～ 業務の効率化・簡素化を更に推進し、所定外労働の縮減を図る。